



島根県報

平成19年10月30日 (火)
第 1,927 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による指定施術機関の事業廃止の届出	(地 域 福 祉 課)	1
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	1
保安林の指定	(")	2
島根県立出雲高等技術校寄宿舎の給食業務の委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正	(労 働 政 策 課)	2

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	3
林業種苗法の規定に基づく生産事業者講習会の開催	(森 林 整 備 課)	3
労働関係調整法の規定に基づく争議行為を行う旨の通知の公表	(労 働 政 策 課)	4
都市計画決定の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	4

告 示

島根県告示第883号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施 術 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
宮川整骨院	益田市有明町 1 - 33	平成19年 9 月28日

島根県告示第884号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
仁多郡奥出雲町小馬木1863 - 5
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第885号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町反邊字堀越308、310、2278、2279

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第886号

島根県立出雲高等技術校寄宿舎の給食業務の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成18年島根県告示第138号）の一部を次のように改正する。

平成19年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がある者

(5) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がある者

第3条第1項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第11号までを2号ずつ繰り上げる。

第4条第2項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第11号までを2号ずつ繰り上げる。

様式第3号中

機械設備等 (現存価格)	機械設備類(千円)	車両運搬具類(千円)	工具器具類(千円)	計(千円)
従業員数	技術職員	営業(販売)職員	事務職員	計

を

	技術職員	営業(販売)職員	事務職員	計
--	------	----------	------	---

従業員数				
------	--	--	--	--

に改める。

附 則

この告示は、平成19年10月30日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成19年10月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人赤屋ネットサービス

3 代表者の氏名

神庭 純

4 主たる事務所の所在地

島根県安来市伯太町赤屋104番地1

5 従たる事務所の所在地

なし

6 定款に記載された目的

この法人は、島根県の東南端に位置する赤屋地区の自然・文化・歴史・産品をインターネットを通じ島根県内外に情報発信すると共に、自立と共助の精神に基づき、地域の発展と産業振興の活性化に寄与し、もって地域住民が豊かで住みよい生活環境を実感できる、まちづくりに貢献することを目的とする。

7 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

8 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

9 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎2階）

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づく生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成19年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 受講対象者

林業種苗生産に従事しようとする者

2 開催日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所	区 域
平成19年11月22日	午前10時～午後5時	松江市宍道町佐々布3575 島根県立緑化センター 研修室	県下一円

3 講習科目及び時間

講 習 科 目	講 習 時 間
林業種苗に関する法令	2時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2時間
種苗の生産技術に関する事項	2時間
計	6時間

4 受講申請

- (1) 受講者は所定の様式による生産事業者講習会受講申請書を最寄りの農林振興センター、農林振興センター地域事務所又は隠岐支庁農林局に提出すること。
- (2) 生産事業者講習会受講申請書の交付を希望する者は、最寄りの農林振興センター、農林振興センター地域事務所又は隠岐支庁農林局に返信用封筒を同封して申し込むこと。
- (3) 受講についての詳細は、各農林振興センター林業普及グループ、各農林振興センター地域事務所林業普及グループ又は隠岐支庁農林局林業振興・普及グループに問い合わせること。
- (4) 生産事業者講習会受講申請書の締め切りは平成19年11月9日とする。

5 その他

講習会当日にテキスト代金として、1,500円徴収する。

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、島根県医療労働組合連合会から、賃金等に関して次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成19年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 争議行為をなす日時及び場所

日時 平成19年11月14日から問題解決までの間

場所 次の各施設において、島根県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場

安来第一病院、松江赤十字病院、松江生協病院、松江生協リハビリ病院、松江生協東出雲診療所、斐川生協病院、出雲市民病院、出雲リハビリテーション病院、大曲診療所、塩冶歯科診療所、石東病院、西川病院、益田赤十字病院

2 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為、並びにこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画地区計画
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

